入院のごあんない

緩和ケア病棟

安心してご入院していただくために、必ずお読みください

日本医療機能評価機構認定施設
日本外科学会外科専門医制度関連施設
日本緩和医療学会認定研修施設

SANSHU HOSPITAL
医療法人 倫生会
三州病院
消化器病センター
緩和ケア病棟併設

基本理念

「患者様中心の質の高い医療の提供」

医療方針

① 消化器・循環器・乳腺・肛門疾患を中心に質の高い医療の提供を行います。
② 疾患の予防、的確な診断・治療、および緩和ケアまで、一貫した医療を行います。
③ 患者・家族のニーズに沿った医療と緩和ケアに積極的に取り組みます。

療養の心得

今日から入院生活が始まります。病院は多くの患者さまが共に療養する共同生活の場です。いろいろな約束がありますから、決まりを守って療養に専念して下さい。

① 入院中は全て医師及び看護師の指示に従って下さい。
② 入院中移室を指示された場合はご協力をお願い致します。
③ 回診、検温の時間は病室にて静かにお待ち下さい。
④ 当院医師の処方する薬品以外は原則として使用を禁じます。必要な時は申し出て下さい。
⑤ 入院中は院内、院外を問わず飲酒は禁止です。
⑥ 火気の取扱いは充分注意し、火災予防に御協力下さい。
⑦ 病室内での印刷物（カレンダー・絵）などは壁に貼らないで下さい。個室はボードのマグネットをご利用下さい。
⑧ 病院は多くの人が出入りするので、身のまわりの品は常に整理整頓をし、貴重品の持ち込みはご遠慮下さい。
⑨ 病院の施設や備品等は大切に使用して下さい。
⑩ 院内での政治、宗教活動は禁じます。

以上のほか病院で定められたこと、 又は指示されたことは必ずお守り下さい。場合によっては退院していただくこともあります。

入院日のご案内

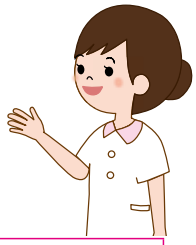

あなた様の入院日をご案内いたします。ご不明な点がございましたら、ご遠慮なく下記担当者までお尋ね下さい。

入院日	月　　日（　　曜日） （午前・午後）　　時　　分 ※当日は受付までお越し下さい。
入院病棟	個室（ソファー　有）
主治医	科　　先生 が担当させていただきます。
お問い合わせ先	☎(0986)22-0230 担当：相談員　　/受付

入院日にお持ちいただくもの

入院手続きに必要なもの

① 入院のごあんない
② 誓約書…入院当日までに入院病棟のナースステーションへご提出下さい。
③ 各種同意書…個人情報同意書・保険外負担金同意書
④ 健康保険証…後期高齢者証・各種公費負担医療証も含みます。（介護保険証や身体障害者手帳等）
⑤ 認め印…検査等の同意書に必要です。
⑥ 限度額認定証…対象の方、詳しくは受付にお尋ね下さい。

入院生活に必要なもの

① 洗面用具…タオル・バスタオル・ティッシュペーパー・歯ブラシ・歯みがき粉
② 衣類…下着・スリッパなど、冬場は上着が必要な時があります。※病衣は病院で準備しております。（ご本人のものでもかまいません）
③ 食器類…湯のみなど
※病院食にお箸と湯のみはついています。
④ くすり…他院の薬を服用されている方は、お薬手帳と共に必ずお持ち下さい。
⑤ その他…ゴミ箱・体温計・洗濯物入れ

※所持品には必ずお名前を記入しておいて下さい。

※必要に応じて紙オムツなどをご購入いただく場合がございます。
※病院では、テレビカード・体温計・イヤホンの購入ができます。

病院に持込んではいけないもの

① **自家用車**…駐車場のスペースが少ないためご遠慮下さい。
② **貴重品**…盗難事故に対して病院は一切の責任は負いません。
③ **アルコール類**
④ 原則として、**入院生活に不要なもの**の持ち込みはお断りしています。
⑤ **電気器具**の持込みは許可を受けて下さい。
⑥ **刃物類**（ハサミ・カッター・ナイフ等）

入院生活のご案内

入院中の日課

食事	（朝食）午前８：00　（昼食）正午 12：00 （夕食）午後６：00
回診	午前９：00　※月・金
清潔	入浴 週２回（入浴日は入院後相談）
検温	全員　午前 10：00 （必要時は回数が多くなります） ベッドで安静にしてお計り下さい。 ※患者様の状況に応じて検温時間が変わります。
消灯	午後９：00

食事について

・お食事は、患者様の症状に合わせてご用意致します。（お持ち込みの際はご相談下さい。）
・当院では、皆様に楽しんでお食事をしていただけるように選択メニューを実施しており、あらかじめ決められたメニューの中よりお選びいただけます。
付添い食の準備（お１人様分のみ）
朝390円（税込）／昼・夜500円（税込）

外出・外泊について

・外出・外泊を希望される方は、必ず医師の許可を受けて下さい。**外出・外泊届**が必要です。
・外出・外泊中に予定を変更される場合は、治療や食事等に影響しますのでお早めにご連絡下さい。
※無断外出・外泊は場合によっては退院していただくことがあります。

面会・電話の取り次ぎについて

・面会時間　**午前　10：00 ～ 午後８：00**
ご家族のみ、**面会時間の制限はありません。**
・症状によっては面会をお断りする場合があります。
・面会者の外来駐車場の利用はご遠慮下さい。
・面会者の病室内での大声での会話や飲食は、他の患者さまのご迷惑になりますので、ご遠慮下さい。
・面会時の見舞品（食物）は治療の妨げとなる場合がありますのでご配慮下さい。
・電話のお取り次ぎ時間は **午前10:00～午後8:00**です。
※公衆電話は１階ロビーにございます。

携帯電話について

・院内での携帯電話は、指定区域でのみ使用できます。それ以外の場所ではマナーモードでお願いします。
・**使用許可場所**
各階くつろぎコーナー・各病室・家族控室・洗濯干し場
・**注意事項**
大きな声や消灯後のご使用はご遠慮下さい。

入院中の冷蔵庫・テレビのご利用について

各病室にあります

洗濯について（さくら病棟４階）

・さくら病棟４階の洗濯室に、コイン洗濯機・乾燥機がありますのでご利用下さい。
※コイン洗濯機 **100円**（税込）/１回
※コイン乾燥機 **100円**（税込）/30分
※洗剤は各自でご持参下さい。

禁煙について

・入院中は原則として**禁煙**です。
・**敷地内禁煙**になっていますので**面会者の方も禁煙**にご協力をお願いします。

入院療養費

●退院時にご精算させていただきます。
※１階受付でお支払い下さい。
※入院中は月ごとに月末までの分を、翌月の15日頃にご請求させていただきます。

●領収書は、高額医療費の払い戻しや所得税の医療費控除を申告する際に必要です。再発行いたしませんので、大切に保管して下さい。
※尚、高額医療費の申請方法等の詳細につきましては、受付にお尋ね下さい。

●全館個室となりますので、規定の室料が自己負担となり、入室同意書をご提出していただきます。
※尚、お部屋のタイプにより料金が異なりますので入院時にお尋ね下さい。

●食事負担金
※保険の負担割に関わらず別途となります。

限度額認定証の申請手続き

病院窓口での支払いを一定の限度額にとどめたい場合には、限度額認定証の申請手続きを行って下さい。入院が決定してから、すみやかに加入している保険の保険者に申請手続きを行い、限度額認定証の交付を受けてください。また、交付後は、すぐに受付に保険証とともに提示してください。

注意事項とお願い

①限度額認定証の提示は、入院された月の翌月の５日までとさせて頂きます。月末に（月をまたいで）入院される方は早急に手続きをして下さい。
②入院中に（ご退院日までに）限度額認定証の確認ができない場合は、通常の自己負担額（70歳未満：３割、70歳以上：１割又は２割又は３割）をお支払いして頂きます。あらかじめご了承下さい。
④限度額認定証は申請月の１日からの適用となります。ご注意下さい。
⑤有効期限が終わった場合は再度申請が必要となります。
※通常の自己負担額をお支払いされた方は、所得に応じて払い戻しの制度もあります。各保険者にお問い合わせ下さい。

各保険の窓口に申請をする
↓
窓口から認定証の交付をうける
↓
受付に認定証を提示する
↓ 認定証は入院された月の翌月の５日までに提出して下さい。
自己負担限度額までの支払い

国民健康保険又は後期高齢者医療	各市町村の市役所又は役場
政府管掌健康保険又は全国健康保険協会	全国健康保険協会の各支部 保険証に記載があります。詳しくは会社の担当の方にご相談下さい。
組合健康保険又は共済組合	各健康保険組合 詳しくは会社の担当の方にご相談下さい。

※病院の物品の破損（ナースコールなど）は実費を頂きます

その他

診断書をご依頼される方へ

・当院では、保険会社の診断書（入院証明書）を退院日から受け付けていますので、１階受付にお申し出下さい。
・お預かりしてから１～２週間前後でお渡ししております。
・診断書が出来上がり次第、当院からご連絡しておりますが、書類をお渡しする前に治療費・入院費などのお支払いを済ませて頂きます。

他科受診を希望される方へ

他の医療機関よりもらわれているお薬はありますか？

現在入院中の患者さまが、他の医療機関へお薬をだ

してもらうという行為が困難になっております。できる限り当院にてお薬を準備していますが、専門的なお薬はご用意できない場合があります。

お薬が用意できないときは…

当院でお薬を用意できない場合は、他の医療機関を受診していただくことになります。

入院中に当院以外の医療機関を受診する場合、当院の医事課から受診先の医療機関へ手紙を準備致します。必ず手紙はご持参していただかなければなりません。

（歯科以外の全ての医療機関で必要です。）

※ご家族のみ行かれる場合も手紙が必要です。

※まずは医師や看護師へご相談下さい。

相談窓口

当院への苦情や医療相談は、１階受付に窓口を設けてあります。

またご意見箱も、２階トイレ横に設置しております。

ご不明な点は受付までご相談下さい。

患者さまの権利について

当院は、「患者の権利」に基づいた医療の提供のために、以下の事項を遵守します。

患者さまそれぞれの...

基本的人権の遵守・幸福の追求
価値観、選択権の尊重・公平な処遇

患者さまは、患者さま自身の「からだの責任者」として、以下の権利を所有します

- 「真実を知る権利」「真実を知りたくない権利」

理解し、納得するまで繰り返し自由に質問することができます。また、知りたくない内容については、その権利を放棄することができます。

- 「自主判断・自己決定する権利」

説明を受け、真実を知った後に、判断・選択・決定することができます。

- 「同意の拒否・撤回・変更要求の権利」

説明を受けた後、同意を拒否することができます。また、同意した後に、それらを撤回することができます。さらにそれらの同意を変更することができます。

- 「治療を拒否する権利」

受けたくない治療に関してそれを拒否することができます。

医師および医療従事者は患者さまの望む医療の選択のため、以下の義務を果たします

- 「説明する義務」

医師を含め医療従事者は、患者さまに説明をしなければなりません。

- 「守秘義務」

業務上知り得た患者さまや患者さまの家族、関係者の個人的、公的情報を他に漏らしてはいけません。

- 「紹介する義務」

患者さまの一日も早い回復のために、適切な医療機関に紹介をしなければなりません。

医師および医療従事者は、最善の医療をおこなうため以下の権利を託せられています

- 「裁量権」

臨床医学が持つ本質的不確かさより起こる事柄に対して、医師および医療従事者の学識経験に基づいて判断し、診療行為を行います。

- 「医療技術を行使しない権利」

自らの良心や価値観に反することに関しては、患者さまからの要求があっても医療技術を行使しない権利です。

- **医療は「患者さまの自主判断・自己決定」に従いおこなわれます。**
- **患者さまは「患者の権利」を有しますが、権利には義務と責任が伴うものです。**

患者さまの義務について

当院は、患者様中心の質の高い医療の提供を基本理念とし、「患者さまの権利」に基づいた医療の提供を目指しています。

最善の医療を提供していくためには...
患者のみなさまとの協働が必要となります
患者のみなさまによる医療への主体的な参加のうえに成り立ちます。
患者のみなさまが果たすべき義務と責任について以下のようにお知らせいたします。

患者さまの義務

● 正確な情報を伝える義務

患者さまは、効果的な検査や治療を受けるため、自らの過去の病歴を含む健康に関する情報（症状、既往歴、入院歴、手術歴、内服状況、アレルギーなど）を医療者に正確に伝える義務があります。

● 医療者とのコミュニケーションに協力する義務

患者さまは、ご自身が受ける医療に関して不明な点や不安がある場合には、自ら質問することや自分の気持ち、考えを伝えること、または必要に応じてカンファレンス（話し合い）に参加し、積極的な意見交換を行うことや、患者確認を含めた診療行為に協力する義務があります。

● 治療に関わる指示やアドバイスを遵守する義務

患者さまは、治療効果を最大とするために、医療者からの説明に基づいた提案について十分に理解することに努めたうえで同意された治療計画等を遵守する義務があります。よって医療者の指示やアドバイスまたは治療計画等に従わず生じた結果についての責任は患者さまご自身にあります。

● 他の患者さまへ配慮する義務

患者さまは、他の患者さまのプライバシーや個人情報及び、権利を尊重する義務があります。また他の患者さまに迷惑をかけないために当院の規則および公共の場のルールを守って行動する義務があります。

● 迷惑行為を行わない義務

患者さまは、他の患者さまや面会者および職員等に対して、いやがらせ、暴言、暴力、セクハラ等の反社会的行為などを行ってはなりません。なお、迷惑行為と認めた場合には法的責任が問われる場合があります。

● 医療費を支払う義務

患者さまは、当院で受けた医療に基づき請求された医療費について、必ず外来受診当日または退院日、もしくは当院が指定する期日までに速やかに支払う義務があります。

● 医療の限界を認識する義務

患者さまは、現在の医療に医学、社会、経済、倫理等の様々な要因により限界があることを認識する義務があります。

セカンドオピニオン

目　的

患者さまやご家族のご要望にお答えして「主治医以外の医師から意見を聞くこと」です。主治医の現在の治療や今後の治療方針について、情報を元に他の施設の専門家からのアドバイスを受ける事を目的とし、原則、診察や検査、治療は行いません。

当院は、セカンドオピニオンを受けることも、セカンドオピニオンを受けに行くことも可能です。

セカンドオピニオンを受けに他の病院に行きたい

● 対象者

当院で受診・治療を行っている患者さまやそのご家族で他院での相談を希望している方。相談者が家族の場合は、原則本人の同意が必要ですが、詳細はセカンドオピニオンを依頼する病院の規程に準じます。

● 対象疾患

セカンドオピニオンを依頼する病院の規程に準ずる。

● 受診までの手続き

セカンドオピニオンの申し出を受けた場合は、速やかに主治医へ報告します。依頼する病院への問い合わせ、必要な書類の手配、申込みなどはご本人、ご家族が行います。こちらで医療画像や検査結果を準備します。

診療情報開示について

当院では、医療における情報提供を求めるニーズに適切に対応するため、日本医師会が定めた「診療情報の提供に関する指針」に基づき、診療情報の開示を行っています。診療情報の開示にあたっては、個人情報保護法の観点からも厳密な書類上の手続きが必要

となりますので、以下の点につきましてご理解いただき、手続きされますようお願い致します。

1．診療情報を開示できる方

診療情報を開示できる方は原則として患者様本人です。代理人の方は、ご本人様の意思確認ができる委任状が必要となります。患者様が未成年である場合は、その法定代理人（ただし満15歳未成年者の場合は疾病の内容によっては、本人のみの請求を認めます）患者様が合理的判断のできない状態にある場合は、法定代理人又は患者様の世話をしている親族・縁故者・患者様が死亡している場合は２親等内の遺族になります。

2．診療情報開示申請の手続き

診療情報開示を希望される場合は、外来受付にお申し出下さい。

診療情報管理担当者より手続きの説明を致します。開示申請書を受理後、開示決定の通知までにお時間をいただきますのでご了承下さい。

3．診療情報を開示できない場合

以下のいすれかに該当する場合には、開示できない場合がありますので、ご理解をお願い致します。

① 患者様が合理的判断のできない状態にある場合
② 患者様への診療情報の提示が第三者の不利益になると考えられる場合
③ 医学的見地から診療情報提供あるいは開示することが患者様の不利益になると考えられる場合
④ 診療情報の提供あるいは開示を不適当とする相当の事由が存する場合

4．診療情報開示の費用

開示閲覧／ 3,300円（税込）
診療録、検査記録、看護記録のコピー
A4用紙（白黒）／１枚30円（税込）
画像等のコピー
DVD ／１枚1,650円（税込）

5．診療情報開示に関するお問い合わせ先

〒885-0037 宮崎県都城市花繰町３街区14号
TEL (0986) 22-0230
医療法人 倫生会 三州病院／診療情報管理担当

MEMO

令和　　年　　月　　日

日本医療機能評価機構認定施設
日本外科学会外科専門医制度関連施設
日本緩和医療学会認定研修施設

SANSHU HOSPITAL
医療法人 倫生会
三州病院
消化器病センター
緩和ケア病棟併設

〒885-0037　宮崎県都城市花繰町３街区１４号
☎０９８６-２２-０２３０
FAX ０９８６-２２-０３０９
ホームページアドレス：http://www.sanshu.org